

大気関係

# 届出のしおり

大気汚染防止法

一般粉じん編

令和7年3月

佐賀県県民環境部有明海再生・環境課

## 目 次

はじめに .....	1
1 法の目的（法第1条） .....	1
2 一般粉じん（法第2条） .....	1
3 一般粉じん発生施設（法第2条第9項） .....	2
4 届出関係（法第18条、法第18条の2、法第18条の13） .....	3
(1) 届出の事項・時期等 .....	3
(2) 届出時の注意事項 .....	4
① 事前相談 .....	4
② 事前相談及び提出先 .....	4
③ 提出部数 .....	4
④ 提出方法 .....	5
(3) その他 .....	5
① 個人情報の取扱について .....	5
② その他 .....	5
(4) 記入例と注意事項 .....	6
【様式第3の記載例】 .....	6
【別紙1の記載例】 .....	9
【別紙2の記載例】 .....	11
【別紙3の記載例】 .....	13
【別紙4の記載例】 .....	15
5 構造並びに使用及び管理基準（法第18条の3） .....	17
6 行政処分等（法第18条の4、法第26条） .....	18
(1) 基準適合命令等（法第18条の4） .....	18
(2) 報告及び検査（法第26条） .....	18
7 様式 .....	19

## はじめに

この冊子では、大気汚染防止法（以下「法」といいます。）の一般粉じん発生施設の届出について説明しています。

### 1 法の目的（法第1条）

法では、大気汚染に関し、国民の健康の保護とともに生活環境を保全することを目的として、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴う①ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀の排出等の規制、②有害大気汚染物質対策の実施の推進、③自動車排出ガスに係る許容限度について定めています。

### 2 一般粉じん（法第2条）

一般粉じんとは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質（粉じん）のうち、特定粉じん（石綿）以外のものをいいます。

法では、工場及び事業場の事業活動に伴ってこれらを発生すると考えられる施設のうち一定規模以上のものを一般粉じん発生施設と定め、これらの施設に対して規制基準遵守義務や届出義務などを設けています。

### 3 一般粉じん発生施設（法第2条第9項）

一般粉じん発生施設は、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので次表の5施設のことをいい、届出義務及び規制基準遵守義務が定められています。

項	施設名	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力 50 t /日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積 1,000m <sup>2</sup> 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア （鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限 り、密閉式のものを除く）	ベルトの幅が 75 cm以上であるか、又はバ ケットの内容積が 0.03m <sup>3</sup> 以上
4	破碎機及び摩砕機 （鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限 り、湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力が 75kW 以上
5	ふるい（鉱物、岩石またはセメントの用に供するもの に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力が 15kW 以上

\* 密閉構造とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウオーター・タイト構造、あるいは挿入口、排出口に続き施設の担当部分がカバーされているものが該当する。（環大企5号・昭和46年8月25日）

（参考）「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」に係る特定施設（条例第2条第9項）

条例に基づく施設は次表のとおりです。条例では、次表の規模要件に該当する施設は、届出義務や規制基準遵守義務が定められています。

項	施設	規模
1	破碎機又は摩砕機 （鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限 り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 37kW 以上 75kW 未満

\* 条例に基づく特定施設については、構造・使用管理基準、届出内容等の内容は届出のしおり（佐賀県環境の保全と創造に関する条例 ばい煙・粉じん編）を参照のこと。

#### 4 届出関係（法第 18 条、法第 18 条の 2、法第 18 条の 13）

一般粉じん発生施設の設置等をしようとするときには、各種届出が義務づけられています。

届出書は提出者の控えを含めて 2 部作成し、工場・事業場のある所在地を管轄する保健福祉事務所環境保全課に 2 部とも提出してください。

なお、それぞれの届出には提出期限がありますので、注意してください。

##### （1）届出の事項・時期等

届出が 必用なとき	届出 の種類	届出事内容	提出時期
一般粉じん発生施設を 設置しようとするとき (第 18 条第 1 項)	設置 届	<<届出書>> (1) 様式第 3 ・氏名又は名称、住所、法人にあつては 代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地 ・粉じん発生施設の種類の種類	施設の設 置前
法改正等により一般粉 じん発生施設となつた とき (第 18 条の 2 第 1 項)	使用 届	(2) 別紙【以下のうち、該当するもの】 別紙 1) コークス炉の構造・使用・管理の方法 別紙 2) 堆積場の構造・使用・管理の方法 別紙 3) コンベアの構造・使用・管理の方法 別紙 4) 破砕機・摩砕機・ふるいの構造・使用・管理の方法 <<添付資料>>	一般粉じ ん発生施 設となつ た日から 30 日以内
施設の構造及び使用・ 管理の方法を変更しよ うとするとき (第 18 条第 3 項)	変更 届	① 工場・事業場への案内図 ② 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための 装置を示した工場・事業場配置図 ③ 一般粉じん発生施設の構造概要図(主要寸法が記入されて いること) ④ 一般粉じん飛散防止のための装置構造概要図(主要寸法が 記入されていること) ⑤ 一般粉じん発生及び一般粉じんの処理に係る操業の説明 概要図	変更前
氏名等の届出内容に変 更があつたとき (第 18 条の 13 第 2 項)	氏名 等変 更届	様式第 4 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の 氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合	変更した 日から 30 日以内
一般粉じん発生施設の 使用を廃止したとき (第 18 条の 13 第 2 項)	使用 廃止 届	様式第 5 廃止したばい煙発生施設の種類の種類、廃止年月日 等	廃止した 日から 30 日以内
一般粉じん発生を譲り 受け又は借り受けたと き、相続、合併又は分 割があつたとき (第 18 条の 13 第 2 項)	承 継 届	様式第 6 承継した施設の種類の種類、承継年月日 等	承継のあ つた日か ら 30 日以内

※県ウェブサイトから、「届出書の様式」を入手できます。

■県ウェブサイト：[http://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00314012/index.html](http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00314012/index.html)

■県トップページ>くらし・子育て>自然・環境・リサイクル>(環境情報)PM2.5・光化学オキシ  
 ダント・環境放射能情報等>大気環境>届出のしおり(大気関係)

## (2) 届出時の注意事項

### ① 事前相談

佐賀県では、届出書の作成、提出、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう佐賀市環境保全課及び管轄する保健福祉事務所環境保全課で、届出書提出前の事前相談を受け付けています。

届出書に不備がある場合には届出の受理ができないため工事の着工が遅れることや、計画していた施設が排出基準に適合していないため計画変更命令を受けることがあります。

これらを防ぐためにも、管轄する佐賀市及び保健福祉事務所環境保全課まで事前にご相談ください。

### ② 事前相談及び提出先

市町名	事前相談及び提出先	住所
多久市、 小城市、神崎市、 吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町1-20 TEL : 0952-30-1907
鳥栖市、基山町、 上峰町、みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL : 0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課	〒847-0012 唐津市大名小路3-1 TEL : 0955-73-4185
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課	〒848-0041 伊万里市新天町122-4 TEL : 通 0955-23-5188
武雄市、鹿島市、嬉野市、 大町町、江北町、白石町、 太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 TEL : 0954-23-3506

※ 佐賀市内に設置される施設の届出窓口及びお問い合わせ先は、H26年4月より佐賀市環境部環境保全課（☎：0952-30-2436 〒849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563-1）となっています。

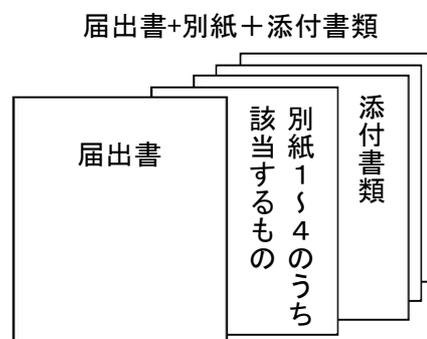
### ③ 提出部数

2部提出してください。1部は、届出の控えとして届出書が受理された後、提出された控えが戻されますので大切に保管してください。

#### ④ 提出方法

提出書類は届出書、別紙、添付書類の順に重ねてご提出ください。

また、添付書類はなるべく JIS の A4 の大ききで作成してください。図面等 A4 より大きいものは A4 の大ききに折り、かつ、左綴じにして開きやすいように折りこんでください。



#### (3) その他

##### ① 個人情報の取扱について

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

##### ② その他

堆積場が区画されていたり、2種類以上のものが堆積されている場合でも連続しているものは1施設としてください。

建築現場などで、長期(3箇月以上)にわたって使用する堆積場は原則として対象になります。倉庫等を臨時に堆積場として使用する場合は対象としません。

ベルトコンベアの場合、一連の施設は集合したものを1施設としてください。

(4) 記入例と注意事項  
【様式第3の記載例】

様式第3

一般粉じん発生施設設置~~(使用、変更)~~届出書

年 月 日  
佐賀県知事 〇〇 〇〇 様

届出者

氏名又は名称及び住所 〇〇市△△一丁目1-1  
並びに法人にあっては 佐賀工業株式会社 佐賀工場  
その代表者の氏名 取締役工場長 佐賀 太郎

担当者名 整備担当課 佐賀 花子  
電話番号 〇〇〇〇-△△-××××

大気汚染防止法第18条第1項~~(第18条第3項、第18条の2第1項)~~の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	佐賀工業(株)佐賀工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇-△△△△ 〇〇市△△一丁目1-1	※受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種類	1 コークス炉 2 堆積場 3 コンベア 4 破碎機及び摩砕機	※施設番号	
一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり。	※審査結果	
		※備考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

\* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。

ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

1	表題等	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置届の場合・・・設置<del>（使用、変更）</del>届出書</li> <li>2 変更届の場合・・・設置<del>（使用、変更）</del>届出書</li> <li>3 使用届の場合・・・設置<del>（使用、変更）</del>届出書</li> </ol> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置届の場合 大気汚染防止法第18条第1項<del>（第18条第3項、第18条の2第1項）</del></li> <li>2 変更届の場合 大気汚染防止法第18条第1項<del>（第18条第3項、第18条の2第1項）</del></li> <li>3 使用届の場合 大気汚染防止法第18条第1項<del>（第18条第3項、第18条の2第1項）</del></li> </ol>
2	届出者	<p>法人の場合・・・法人の名称、本社所在地及び代表者（<u>代表権を有する者</u>）の職氏名を記載すること。</p> <p>個人営業の場合・・・事業主の住所、氏名を記載すること。</p> <p>非法人の団体の場合・・・町内会等の非法人の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。</p> <p>&lt;注&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者でない者が届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証明する委任状（1通）を添付すること。</li> <li>・施設の設置、維持及び使用時の管理等から、一般粉じん排出の責を考慮して届出者を決めること。</li> </ul>
3	当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先（電話番号）	<p>この届出についての連絡先（担当する課名・担当者名等）を記載すること。また、その連絡先の電話番号（直通、内線の別）を記載すること。</p>

4	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。</p> <p>届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
5	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。</p> <p>届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（〇〇地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。</p>
6	一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	<p>コークス炉の場合は別紙1に、堆積場は別紙2に、コンベアは別紙3、破碎機・摩砕機・ふるいについては、別紙4にそれぞれ記載すること。</p>

【別紙1の記載例】

別紙1

一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業所における施設番号		<b>No.5</b>	
名称及び型式		<b>〇〇社製コークス炉</b>	
設置年月日		<b>〇年〇月〇日</b>	年 月 日
着手予定年月日		<b>〇年〇月〇日</b>	年 月 日
使用開始予定年月日		<b>〇年〇月〇日</b>	年 月 日
規模	原料の処理能力(t/h)	<b>800</b>	
	炉室数	<b>35</b>	
	炭化時間(h)	<b>15</b>	
装炭作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	<b>バッグフィルター+無煙装入装置</b>	
	集じん機効率(%)	<b>99</b>	
	送風機の原動機出力(kW)	<b>750</b>	
窯出し作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	<b>バッグフィルター(装炭と共用)</b>	
	集じん機効率(%)	<b>99</b>	
	送風機の原動機出力(kW)	<b>750</b>	
消火作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	<b>乾式消火設備</b>	
参考事項			

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
  - 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。
  - 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

1	全体	変更届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。	
2	工場又は事業場における 施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号(記号)又は固有の呼称を与えて記載すること。(番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。)	
3	名称及び型式	名称、製造会社名を記載すること。	
4	設置年月日	当該届出施設の設置年月日を記載すること。 (既存の排出施設の場合のみ記載すること。)	
5	着手予定年月日	当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。(既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。)	
6	使用開始予定年月日	当該届出施設の本運転(実稼働)開始予定年月日を記載すること。(既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。)	
7	規 模	原料の処理能力	炉が複数で能力が異なるときは、それぞれ記載すること。
		炉室数	炉室の数を記載すること。
		炭化時間	炉が複数で炭化時間が異なるときは、それぞれ記載すること。
8	装 炭 作 業 ・ 窯 出 し 作 業	一般粉じんの処理装置の種類・型式	当該処理装置の種類を具体的に記載すること。
		集じん機効率	重量比で記載すること。 $\text{一般粉じんの捕集効率} = \frac{\text{入口の一般粉じん量} - \text{出口の一般粉じん量}}{\text{入り口の一般粉じん量}} \times 100$
		送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。
9	消火作業	一般粉じんの処理装置の種類等	

【別紙2の記載例】

別紙2

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業所における施設番号		〇〇フラント No.1		
名称及び型式				
設置年月日		〇年〇月〇日	年 月 日	
着手予定年月日		〇年〇月〇日	年 月 日	
使用開始予定年月日		〇年〇月〇日	年 月 日	
規模	面積 (m <sup>2</sup> )	1.500		
	堆積能力 (t)	20.000		
堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量 (t / 年)		碎石15mm、水分2% 50.000		
使用 及び 管理 の 方法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要			
	散水	装置の種類・型式・基数	スプリンクラー ×2基	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	10m <sup>3</sup> /h/1基	
	散水の仕方		1日3回噴霧	
	防じんカバーの設置状況			
	薬液 散布	薬液の種類・名称		
		散布装置の種類・型式・基数		
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)		
		散水の仕方		
	締 固 め の 方 法	装置の種類・型式		
方 法				
そ の 方 法				

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値等の概数及び通常の間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の仕方、薬液散布の仕方、締固めの仕方及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 L/t）、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

1	全体	変更届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。 <注> 堆積場が区画されたり、2種類以上のものが堆積されている場合であっても、連続性があれば1施設として記入すること。			
2	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は固有の名称を与えて記載すること。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。）			
3	名称及び型式	名称を記載すること。			
4	設置年月日	当該届出施設の設置年月日を記載すること。			
5	着手予定年月日	当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。			
6	使用開始予定年月日	当該届出施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。			
7	規模	面積	届出施設の面積を記載すること。		
		堆積能力	堆積することができる量を記載すること。		
8	堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量	堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量を記載すること。			
9	使用及び管理方法	堆積場（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要			
		散水	装置の種類、型式及び基数	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数等を記載すること。	
			装置の能力	散水能力（散水実施量ではない）を記載すること。	
			散水の方法	散水実施量、実施頻度等を記載すること。	
		防じんカバーの設置状況		防じんカバーの種類等を記載すること。 <例>・ビニールシート掛け	
		薬液の散布	薬液の種類及び名称	使用する薬液の種類及び名称を記載すること。	
			装置の種類、型式及び基数	散布装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。	
			装置の能力	散布能力（散布実施量ではない）を記載すること。	
			散布の方法	散布実施量、実施頻度等を記載すること。	
		締固め	装置の種類及び型式	装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。	
			方法	実施頻度等を記載すること。	
		その他	方法	散水や薬液散布等と同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。	

【別紙3の記載例】

別紙3

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業所における施設番号		<b>ベルトコンベア No.1</b>		
名称及び型式				
設置年月日		<b>〇年〇月〇日</b>		年 月 日
着手予定年月日		<b>〇年〇月〇日</b>		年 月 日
使用開始予定年月日		<b>〇年〇月〇日</b>		年 月 日
規模	ベルト幅（cm）又はバケット内容積（m <sup>3</sup> ）	<b>幅 75</b>		
	単基の長さ（m）×基数	<b>23.5×2基</b>		
	ベルト又はバケットの速度（m/分）	<b>75</b>		
	運搬能力（t/h）	<b>10</b>		
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量（t/h）		<b>砂0.5mm、水分7% 500t/月</b>		
使用及び	コンベアがその中に設置されている建築物の概要			
	集じん機	集じん機の種類・型式		
		集じん機効率（%）		
送風機の原動機出力（kW）				
管理の	散	装置の種類・型式	<b>スプレーガン 2基</b>	
		装置の能力（m <sup>3</sup> /h）	<b>3.6</b>	
	水	運搬量当たりの散水量（L/t）	<b>10</b>	
方法	防じんカバーの設置状況		<b>上面カバーあり</b>	
	その他	方 法		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

1	全体	変更届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。 <注> 一連の集合したコンベアについては1施設として記入		
2	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号（記号）又は固有の呼称を与えて記載すること。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。		
3	名称及び型式	名称、製造会社名、型式を記載すること。		
4	設置年月日	当該届出施設の設置年月日を記載すること。 （既存の排出施設の場合のみ記載すること。）		
5	着手予定年月日	当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。（既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。）		
6	使用開始予定年月日	当該届出施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。 （既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。）		
7	規模	ベルト幅又はバケットの内容積	ベルトコンベアの場合は、ベルト幅を、バケットコンベアの場合はバケット内容積を記載すること。	
		単基の長さ×基数	1基あたりの長さ及び基数を記載すること。	
		ベルト又はバケットの速度	ベルト又はバケットの速度を記載すること。	
		運搬能力	運搬能力を記載すること。	
8	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量を具体的に記載すること。		
9	使用及び管理の方法	コンベア（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要	届出施設が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうか分かるように記載すること。 <例> 鉄筋コンクリート造（出入り口はシャッター、その他開口部なし）	
		集じん機（処理装置）	集じん機（処理装置）の種類及び型式	当該処理装置の種類・名称・型式及び基数を具体的に記載すること。 <例> ○○社製電気集じん機
			集じん機（処理）効率	重量比で記載すること。 一般粉じんの捕集効率 = $\frac{\text{入口の一般粉じん量} - \text{出口の一般粉じん量}}{\text{入口の一般粉じん量}} \times 100$
			送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。
		散水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
			装置の能力	散水能力（散水実施量ではない）を記載すること。
			運搬量当たりの散水量	運搬量1トン当たりの散水実施量を記載すること。
		防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 <例> ビニールシート掛け	
		その他	方法	散水等の同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。

【別紙4の記載例】

別紙4

一般粉じん発生施設（破砕機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業所における施設番号		<b>1 破砕機</b>	
名称及び型式		<b>RS-4032</b>	
設置年月日		<b>〇年〇月〇日</b>	年 月 日
着手予定年月日		<b>〇年〇月〇日</b>	年 月 日
使用開始予定年月日		<b>〇年〇月〇日</b>	年 月 日
規模	原動機の定格出力(kW)	<b>110</b>	
	運搬能力(t/h)	<b>150</b>	
処理対象物の種類及び通常の間処理量(通常) (t/月)		<b>0~150mmの碎石 15,000t/月</b>	
使用 及び 管理 の 方法	破砕機、摩砕機又はふるいがその中に設置されている建築物の概要		
	集じん機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率(%)	
		送風機の原動機出力(kW)	
	散水	装置の種類・型式	<b>スプリンクラー 2基</b>
		装置の能力(m <sup>3</sup> /h)	<b>3.6</b>
		処理量当たりの散水量(L/t)	<b>10</b>
	防じんカバーの設置状況		
	その他	法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

1	全体	変更届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。		
2	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号（記号）又は固有の呼称を与えて記載すること。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。）		
3	名称及び型式	名称、製造会社名、型式を記載すること。		
4	設置年月日	当該届出施設の設置年月日を記載すること。		
5	着手予定年月日	当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。		
6	使用開始予定年月日	当該届出施設の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。		
7	規模			
	原動機の定格出力	原動機を使用するものについて記載すること。		
	処理能力	当該届出施設の処理能力を記載すること。		
8	処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量	運搬物の種類、性状及び通常の月間処理量を具体的に記載すること。		
9	使用及び管理の方法	破碎機、摩砕機、ふるい（届出施設）がその中に設置されている建築物の概要	届出施設が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうか分かるように記載すること。 〈例〉鉄筋コンクリート造（出入り口はシャッター、その他開口部なし）	
		集じん機（処理装置）の種類及び型式	当該届出に係る処理装置の種類・名称・型式及び基数を具体的に記載すること。〈例〉〇〇社製電気集じん機	
		集じん機（処理装置）の効率	重量比で記載すること。 一般粉じんの捕集効率＝ $\frac{\text{入口の一般粉じん量} - \text{出口の一般粉じん量}}{\text{入口の一般粉じん量}} \times 100$	
		送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。	
		散水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、メーカー、型式及び基数を記載すること。
			装置の能力	散水能力（散水実施量ではない）記載すること。
			処理量当たりの散水量	処理量1トン当たりの散水実施量を記載すること。
		防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 〈例〉ビニールシート掛け	
その他	方法	散水等の同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。		

## 5 構造並びに使用及び管理基準（法第18条の3）

一般粉じん発生施設の設置者は、当該施設について、構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければなりません。

一般粉じん発生施設の構造等に関する基準は次表のとおりです。

番号	施設・規模	一般粉じん発生施設の構造等に関する基準
1	コークス炉 【原料処理能力 50 t /日以上】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行なうこと。</li> <li>2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行なうこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行なうこと。</li> <li>3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行なうこと。</li> </ol>
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場 【面積 1,000m <sup>2</sup> 以上】	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 散水設備によって散水が行なわれていること。</li> <li>3 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>4 薬液の散布又は表層の締固めが行なわれていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。） 【ベルトの幅が 75 cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 m <sup>3</sup> 以上】	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</li> <li>3 散水設備によって散水が行なわれていること。</li> <li>4 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） 【原動機の定格出力が 75kW 以上】	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3 散水設備によって散水が行なわれていること。</li> </ol>
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） 【原動機の定格出力が 15kW 以上】	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>

## 6 行政処分等（法第 18 条の 4、法第 26 条）

佐賀県では法に従って、次の対応を行います。

また、法に違反した場合は罰則規定があります。

### （1）基準適合命令等（法第 18 条の 4）

一般粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準に適合しないと認められるときは、基準に適合するよう命じ、又は使用の一時停止を命ずることがあります。

### （2）報告及び検査（法第 26 条）

県職員が、工場・事業場に立入り、必要な物件を検査することがあります。また、一般粉じん発生施設の状況等について報告を求めることがあります。

適 用	罰 則
基準適合命令に違反した場合 （法第 18 条の 4）	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 （法第 33 条の 2）
設置届出をせず、又は、虚偽の届出をした場合 （法第 18 条第 1 項）	30 万円以下の罰金 （法第 35 条） *
変更の届出をせず、又は、虚偽の届出をした場合 （法第 18 条第 3 項）	
使用届出をせず、又は、虚偽の届出をした場合 （法第 18 条の 2 第 1 項）	
報告をせず、又は虚偽の報告をし、立入検査を拒み妨げた場合 （法第 26 条第 1 項）	
氏名等の変更の届出、施設の廃止の届出、承継の届出をせず、虚偽の届出をした場合 （法第 18 条の 13 第 2 項）	10 万円以下の過料 （法第 37 条）

\* 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して 30 万円以下の罰金刑を科する。

## 7 様式

様式第 3

一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届 出 者  
氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

担 当 者 名  
電 話 番 号

大気汚染防止法第18条第1項（第18条第3項、第18条の2第1項）の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
一般粉じん発生施設の種類		※施設番号	
一般粉じん発生施設の構造 並びに使用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり。	※審査結果	
		※備 考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類のカラムには、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印のカラムには、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

\* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。  
ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

別紙1

一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業所における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	原料の処理能力(t/h)		
	炉 室 数		
	炭 化 時 間 (h)		
装 炭 作 業	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
	集 じ ん 機 効 率 (%)		
	送 風 機 の 原 動 機 出 力 (kW)		
窯 出 し 作 業	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
	集 じ ん 機 効 率 (%)		
	送 風 機 の 原 動 機 出 力 (kW)		
消 火 作 業	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
参 考 事 項			

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
  - 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。
  - 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙2

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業所における施設番号				
名 称 及 び 型 式				
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
規 模	面 積 (m <sup>2</sup> )			
	堆 積 能 力 (t)			
堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量 (t/年)				
使 用 及 び 管 理 の 方 法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要			
	散 水	装置の種類・型式・基数		
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)		
	散 水 の 方 法			
	防じんカバーの設置状況			
	薬液散布	薬液の種類・名称		
		散布装置の種類・型式・基数		
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)		
		散 水 の 方 法		
	締 固 め	装置の種類・型式		
方 法				
そ の 他 方 法				

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値等の概数及び通常の間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 L/t）、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙3

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業所における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	ベルト幅（cm）又はバケット内容積（m <sup>3</sup> ）		
	単基の長さ（m）×基数		
	ベルト又はバケットの速度（m/分）		
	運搬能力（t/h）		
運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量（t/h）			
使用及び管理の方法	コンベアがその中に設置されている建築物の概要		
	集じん機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率（%）	
		送風機の原動機出力（kW）	
	散水	装置の種類・型式	
		装置の能力（m <sup>3</sup> /h）	
	水	運搬料当たりの散水量（L/t）	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
  - 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
  - 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙4

一般粉じん発生施設（破碎機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業所における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	原 動 機 の 定 格 出 力 (kW)		
	運 搬 能 力 (t/h)		
処理対象物の種類及び通常の間処理量 (通常) (t/月)			
使用及び管理の方法	破碎機、摩砕機又はふるいがある中に設置されている建築物の概要		
	集じん機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率 (%)	
		送風機の原動機出力 (kW)	
	散水	装置の種類・型式	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	
		処理量当たりの散水量 (L/t)	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第 4

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

佐賀県知事

様

氏名又は名称及び住所並びに  
 届出者 法人にあつてはその代表者の  
 氏名  
 担当者名  
 電話番号

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設		の別		※整理番号	
変更の内容	変更前		※受理年月日	年 月 日	
	変更後		※施設番号		
変更年月日		年 月 日	※備考		
変更の理由					

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

\* 個人情報の取扱いについて  
 本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 [http://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00319144/index.html](http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html)」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

様式第 5

使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

佐賀県知事

様

氏名又は名称及び住所並びに  
届出者 法人にあつてはその代表者の  
氏名

担当者名  
電話番号

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)の別		※整理番号	
工場又は事業場の名称		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		※施設番号	
施設の種類		※備 考	
施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

\* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 <http://www.pref.saga.lg.jp/kijji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

様式第 6

承 継 届 出 書

佐賀県知事

様

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに  
届出者 法人にあつてはその代表者の  
氏名

担当者名  
電話番号

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第 12 条第 3 項（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	※整理番号	
	工場又は事業場の名称	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		※施設番号	
施設の種類		※備考	
施設の設置場所			
承継の年月日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住所		
承継の原因			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

\*個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、「佐賀県個人情報保護方針 [http://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00319144/index.html](http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319144/index.html)」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。